

前橋市公共下水道条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(指定の申請) 第6条の2 省略</p> <p>2 前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 第6条の4第1項の規定により営業所において<u>選任</u>することとなる下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名及び責任技術者証の交付番号並びに<u>他の営業所の責任技術者を兼任している場合は、その兼務状況</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(指定の基準等) 第6条の3 管理者は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 営業所に、責任技術者の資格を有する者が1人以上<u>選任</u>されていること。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2 省略 (責任技術者の<u>選任</u>等)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条に規定する責任技術者を<u>選任</u>しなければならない。<u>ただし、群馬県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u></p> <p>2 省略 (除害施設の設置)</p> <p>第10条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例により当該公共下水道(当該公共下水道が流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2～3 省略</p>	<p>(指定の申請) 第6条の2 省略</p> <p>2 前条の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 第6条の4第1項の規定により営業所において<u>専属</u>することとなる下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)の氏名及び責任技術者証の<u>交付番号</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(指定の基準等) 第6条の3 管理者は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 営業所に、責任技術者の資格を有する者が1人以上<u>専属</u>していること。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2 省略 (責任技術者の<u>専属</u>等)</p> <p>第6条の4 指定工事店は、次項各号に掲げる職務をさせるため、次条に規定する責任技術者を<u>専属</u>させなければならない。</p> <p>2 省略 (除害施設の設置)</p> <p>第10条 次に定める基準に適合しない下水(水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例により当該公共下水道(当該公共下水道が流域関連公共下水道である場合には、当該公共下水道が接続する流域下水道)からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第4号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。) 当該排水基準に係る数値</p> <p>2～3 省略</p>